

令和2年 年頭の辞



九州運輸局自動車技術安全部長 竹下 博喜

令和新時代の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

始めに昨年の度重なる豪雨及び台風により、被災された方々には、謹んでお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧・復興となりますことを心よりお祈り申し上げます。

本年こそは、災害や事故のない、明るく活気に満ちた年であることを願っております。

令和2年の年頭にあたり、自動車技術安全部の業務に関する抱負を述べさせていただきます。

自動車の検査・登録については、制度の適正な運用を図るとともに、2023年1月から導入が予定されている自動車検査証の電子化に向け、自動車保有関係手続に関するワンストップサービス（OSS）の更なる利用促進について、引き続き普及啓発に努めてまいります。

自動車の安全性の確保及び公害の防止に関しては、独立行政法人自動車技術総合機構と連携し、適切な検査業務を行うとともに関係機関・団体の協力のもと、「自動車点検整備推進運動」「不正改造車を排除する運動」を推進し、街頭検査を積極的に展開することにより自動車の適切な保守管理の推進、不正改造車の排除を図ってまいります。更に車検切れ車両による運行については、街頭検査に可搬式の「ナンバー自動読取装置」を活用し、公道を走行する車検切れ車両のドライバーに直接指導・警告を行ってまいります。

先進安全装置を搭載した「安全サポート車」（通称サポカー及びサポカーS）は、交通事故防止に有効なものであり、今後もその普及啓発を進めてまいります。また、リコール制度の適正な運用及びリコールの迅速かつ確実な実施のために情報収集の強化を図るとともに、タカタ製エアバッグのリコール改修促進についても努めてまいります。

今後急増する、自動ブレーキなどの先進技術を搭載した自動車を、ユーザーが安心して整備を依頼できる環境を整えるため、これらの整備を行う際に認証取得を義務付ける「特定整備制度」の創設等を内容とする「道路運送車両法の一部を改正する法律」が成立いたしました。特定整備制度については本年春頃の施行を予定しており、昨年11月には「自動車整備技術

の高度化検討会」の中間とりまとめとして認証基準の案等を公表したところ
です。

また、これまで自動車整備技術の高度化検討会において取り組んでお
りました、スキャンツール（外部診断装置）の機能拡大や整備士に対する新
技術の教育についても、引き続き推進するとともに、昨年3月にとりまと
めを行いました車載式故障診断装置（OBD）を活用した検査についても、予
定通り令和3年以降の新型車を対象に令和6年から開始ができるよう、準
備を進めてまいります。

指定自動車整備事業者によるペーパー車検など不正行為が依然として発
生していることから、より一層の指導監督の徹底を図り、悪質な事業者へ
の集中監査を実施することで、指定整備事業の取消しや認証工場の事業停
止など厳格に対処してまいります。併せて、自動車技術の高度化に応じた
整備環境の充実と整備要員の技能向上などのサービスの高度化及び自動車
整備業の人材確保に努めてまいります。また、利便性向上等のために電子
保安基準適合証システムによるOSS申請の普及拡大に向け取り組みを加
速します。

事業用自動車の事故防止につきましては、平成29年6月に改訂を行っ
た「事業用自動車総合安全プラン2020」の目標達成に向け、バス、タ
クシー及びトラックにおける安全かつ安心な輸送サービスの提供ができる
よう自動車運送事業者への指導等に努めてまいりました。

特に、本年は、「安全プラン2020」の最終年となりますので、自動車
運送事業者の安全意識向上を焦点に、運行管理制度の徹底及び事故要因分
析結果など活用し、事業用自動車に係る交通事故の更なる削減、飲酒運転
の撲滅を図ってまいります。

また、自動車運送事業者による安全対策への取り組みに対する補助事業等、
事故防止のための支援を積極的に行ってまいります。

以上、自動車技術安全部の所管事項について、所信の一端を申し上げま
したが、自動車産業にとって大きな変革の新時代が訪れ、成熟度を高めた
クルマ社会においては、自動車に係る安全・安心や環境問題に対する取組
みが強く求められています。

今後とも、関係機関・団体等との連携を図りながら業務を遂行してまい
る所存でありますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたしま
すとともに、本年が明るい年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご
挨拶とさせていただきます。